



「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給しています

伊奈庁舎こども課 (内線4204)

詳細はこちら



子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、「新型コロナウイルス感染症」の影響で、特に大きな困難が心身などに生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給しています。

■公的年金などを受給しているひとり親家庭の方へ

▼支給対象となる方Ⅱ次の①または②のいずれかに該当する方

①児童扶養手当申請者の方で、公的年金などを受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当が全部停止となっている方

②児童扶養手当未申請の方で、令和元年の収入が児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少した方

※公的年金などは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、

遺族補償などが該当します。

▼給付金額Ⅱ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

■新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したひとり親家庭の方へ

▼支給対象となる方Ⅱ次の①および②に該当する方

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少した方

②児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護している方

▼給付金額Ⅱ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

■追加給付について

▼支給の対象となる方Ⅱ次の①または②のいずれかに該当する方
①公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止になった方で「ひとり親世帯臨時特別給付金」

基本給付」の支給を受けた方

※これから基本給付の申請を行い、給付金の支給を受ける予定の方も対象です

②令和2年6月分の児童扶養手当受給者。

▼支給金額Ⅱ1世帯5万円
▼申請期限Ⅱ2月26日(金)

■「基本給付」の再支給について
「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付分の再支給が、12月11日(金)に内閣により閣議決定されました。詳細は市ホームページにてご覧ください。

【問い合わせ先】

①給付金に関する疑問・支給要件などに関すること

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
☎0120・4000・9003

(平日午前9時～午後6時)

②申請方法・自身が申請を受けられるかなどに関すること
伊奈庁舎こども課にお問い合わせください。



時短協力事業者に3万円を助成

谷和原庁舎産業経済課 (内線3102)

市は、11月30日～12月31日までの32日間に時間短縮営業や休業を行った市内事業者に対し、協力金として3万円を助成します。

この事業は、11月27日に、本市を含めた県内市町村が茨城県から「感染拡大市町村」に指定され、不要不急の外出自粛と、一部の飲食店に対する営業時間短縮要請を受けたことに伴うものです。

すでに実施している、アマビエクーポン利用取扱店として登録している事業者へ10万円の助成などの感染防止対策支援事業に加え、さらなる支援として行います。

②県のガイドラインに沿った感染予防対策を実施し、いばらきアマビエちゃんの登録をし、感染防止対策宣誓書を見やすい場所に掲示すること。

③市が実施しているクーポン券事業に登録すること。

▼要件Ⅱ市内に事業所を有し、次の要件①～③のすべてを満たすこと。

①時間短縮営業や休業もしくは両方を実施し、対象期間中のべ22時間以上の営業

時間の短縮を実施すること。
※時間短縮営業とは、通常の営業時間のうち、1日1時間以上の時間短縮営業を実施すること。
※休業とは、通常の定休日とは別に休業日を設けること。
※時間短縮営業は短縮した時間を対象時間とし、休業は1日を8時間に換算します。

時間の短縮を実施すること。

※時間短縮営業とは、通常の営業時間のうち、1日1時間以上の時間短縮営業を実施すること。

※休業とは、通常の定休日とは別に休業日を設けること。

※時間短縮営業は短縮した時間を対象時間とし、休業は1日を8時間に換算します。

②県のガイドラインに沿った感染予防対策を実施し、いばらきアマビエちゃんの登録をし、感染防止対策宣誓書を見やすい場所に掲示すること。

③市が実施しているクーポン券事業に登録すること。

▼申請期限Ⅱ1月20日(水)(当日消印有効)

▼申請方法Ⅱ書面申請(郵送)

▼提出先Ⅱ〒3000・2341
福田671・2 市商工会
☎0297・58・1700